平成２２年（フ）第６４６号
兵庫県相生市汐見台40番地の４ファミィールロジュマン202号室、従前の住所兵庫県相生市本郷町４番５号
債務者　米田　克江（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　二郎
4　破産債権の届出期間　平成22年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月10日午前10時５分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７０２号
兵庫県加古川市別府町新野辺751番地、従前の住所兵庫県加古川市平岡町一色678番地の１　ニューアメニティー203号
債務者　片山　政邦
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　和也
4　破産債権の届出期間　平成22年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月10日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８１０号
兵庫県高砂市荒井町蓮池３丁目６番８号
債務者　木田佐代子（旧姓帯刀）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　省吾
4　破産債権の届出期間　平成22年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１４５７号
神戸市長田区三番町４丁目11番地の１市住31―702号
債務者　増田佐智子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　陽子
4　破産債権の届出期間　平成22年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４４号
兵庫県姫路市別所町佐土新305番地
債務者　高谷　　修
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　裕史
4　破産債権の届出期間　平成22年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月22日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８４５号
兵庫県姫路市別所町佐土新305番地
債務者　高谷　修子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中塚　恵介
4　破産債権の届出期間　平成22年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月22日午前10時35分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８６２号
兵庫県加古川市東神吉町神吉1444番地の１
債務者　ナガイオートこと　永井　　茂
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立花　隆介
4　破産債権の届出期間　平成22年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５１３号
北海道亀田郡七飯町本町３丁目12番19号　タケヤハイツ103
債務者　山本　恭子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５４２号
函館市桔梗２丁目31番10号
債務者　神坂　啓之
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
函館地方裁判所

破産手続廃止決定の取消決定

平成２２年（ソラ）第４００１６号（原審仙台地方裁判所平成２２年（フ）第１２８７号）
宮城県黒川郡大和町吉岡東２丁目９番地の９
抗告人（破産者）　森　　勝男
1　主文　原決定を取り消す。
2　決定年月日　平成22年11月17日
仙台地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第５４２号
鹿児島県鹿児島市錦江町７番37号
破産者　折田産業株式会社
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第９号
徳島県美馬市脇町字拝原1933―１　オリーブＣ102号、破産手続開始決定時の住所愛媛県大洲市春賀甲1888番地８
破産者　吉川　武志
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２１７０号
名古屋市千種区高見２丁目10番４号
破産者　加藤　兼廣
1　破産債権の届出期間　平成22年12月17日まで
2　一般調査期日　平成23年１月12日午前11時
平成22年11月17日
名古屋地方裁判所民事第２部